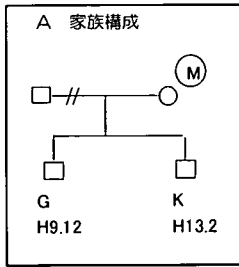


CAPIO管理台帳（平成19年度）

No.	児童氏名	生年月日	所 属	通 告 受理日	通 報 者	種 別	CIC	アセスメント			管 理 記 録		
								前 期	後 期	状 況(6~9月)	状 況(10~1月)	状 況(2~5月)	第1回
													臨時実務者 会議日.....
													対応方針.....
													状況等.....
													臨時実務者 会議日.....
													対応方針.....
													状況等.....
													臨時実務者 会議日.....
													対応方針.....
													状況等.....
													臨時実務者 会議日.....
													対応方針.....
													状況等.....

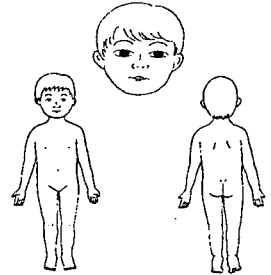
泉大津市 参考3 在宅アセスメント記載例

CAPIO在宅支援アセスメント ケース番号 担当者所属氏名 記入日：平成 年 月 日(初回・ 回目)



B 虐待の種類(主◎ 従○) 身体 性的 **ネグレクト** 心理  
 C 子どもの年齢( 歳) 0~2歳 3~5歳 6歳以上  
 D 虐待者(主◎ 従○) 年齢(主38 歳)(従 歳)

1 虐待の程度(外傷が見られる場合は右図に傷の位置と内容を記入)  
 生命(頭部外傷のおそれ 乳幼児を投げる 逆さ吊り 布団蒸し 脱水 明らかな衰弱 乳幼児で医療受診させない 首を絞める 水につける 踏みつける 頭部を蹴る)  
 重度(医療を必要とする外傷 打撲 目の外傷 火傷 幼児の打撲)  
 中軽(慢性のあざや傷痕 噛み跡 生活環境不良で改善なし) 放置  
 軽度(跡が残らない暴力 健康問題が起きない程度のネグレクト)



	はい	やや	いいえ	不明	
把握					以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。
2 虐待の継続*					繰り返し・常習・子を何日も放置する
3 関係機関からの情報					児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非変動					
4 子どもの虐待歴					入院施設歴
5 性的虐待*					疑い・性病・妊娠
6 保護者の被虐待歴					被虐待歴(愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた)
7 家族問題					夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
8 経済問題					借金多い・生活苦・失業・転職) 計画的欠如
9 生活環境悪い					劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
10 子を守る人なし*					日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない
11 精神的状態					鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いがあるが通院歴なし
12 性格の問題					衝動的(未熟・攻撃的・偏り・共感生欠如・人との関わり嫌い・被害的(その場逃れ)嘘が多い)
13 アルコール・薬物*					アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
14 家事・育児能力*					送迎ができない・障害のため能力低下
15 身体の状態悪い*					低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
16 精神の状態悪い*					笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
子ども					
17 日常的世話の欠如					ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・臭異・非衛生・不潔・季節に合わない衣服
18 問題行動					激しい癇癪(落ち着きなし・多動・注意惹き行動)・攻撃的・遺尿・過食異食・性的行動・噛む)万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
19 意志・気持ち*					家に帰りがたらない・親の前で暴論・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
20 子への感情・態度					子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・子をけなす(ほめない)・子どもに対する虐待事実の口止め
21 虐待自覚なし*					問題意識なし・体罰容認・親主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
21-1 ネグレクト					ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
21-2 養育意欲なし					意欲なし(改善意欲なし)
22 養育知識なし					若年親・知識不足(不適切・期待過剰)
サポート					
23 社会的サポート*					孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
24 協力態度なし					機関介入拒否・接触困難
25 援助効果なし					調整改善が期待できない

サービスとして使うことが期待される地域の社会資源や人材

すでに活用中のものは左に○ 活用が望ましいものは右に○

親の医学的治療・カウンセリング	
子の治療	
MOG	
子育て支援サービス(サークルなど)	
親子教室	
保育所・幼稚園・通園施設など	
ショートステイ・保育所一時保育	
施設入所	
家事育児支援(ファミサポ・ヘルパー・登校園支援・その他)	
生活保護	
給手当・年金・貸付等・就学援助	
学校による指導(生活・登校など)	
定期的家庭訪問( )	
来所相談( )	
相談内容 育児・発達・DV・法律・家族・母子・就職・その他	
その他( )	

当面の役割分担

担当機関名	方針・目標
小学校	登校指
生活保護	保護者へ注意
児童相談所	施設入所相談

以下、ここ最近の変化を中心に、現状についてお答えください。

■ 現在の家庭や保護者、子どもの様子について(要旨)

■ 現在子どもの生命の安否確認は、	①安否確認が出来にくい状況である	②欠席しがちで少し心配である・留守がちでやや確認しにくい	③毎日できている・必要ときに安否確認ができる状況である
■ 親は現在の虐待や養育状況について、	①やや関心がない、改善努力しない	②-aよい意味でわからない ②-b悪い意味でわからない	③問題を解決したい気持ちがやや高くなっている
■ 親は、関係機関からの支援や指導に対して、	①関係がよくない・やや悪化した	②-aよい意味でわからない ②-b悪い意味でわからない	③支援・指導関係がよくなっている
■ この家族には、解決に向けての、	①理解・協力をする他の親族がいない・子を守る人がいない	②理解・協力をする親族やサポートの内容はわからない	③親族の理解・協力度が高くなった
■ ここ最近の子どもの様子は全体的に、	①問題がやや大きくなってきている	②-aよい意味でわからない ②-b悪い意味でわからない	③よくなっている・問題行動等がやや軽減している
■ 虐待の程度全般について、	①やや危険度が高まった	②-aよい意味でわからない ②-b悪い意味でわからない	③やや危険度が低くなった
■ 今後について、虐待問題としては、	①支援継続がのぞましい	②わからない・判断に迷う	③一旦結結としてもよい



厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究  
（主任 奥山真紀子）

分担研究報告書  
分担研究者 加藤曜子 流通科学大学

虐待防止民間団体ネットワークの実態について

加藤曜子 吉田恒雄（駿河台大学）

要約

児童虐待防止のための民間団体は、1990年以降、児童虐待問題に対して、いち早く多機関での勉強会やホットラインを立ち上げ、その実態把握や取り組みの重要性について先駆的な活動をしてきた。民間団体としての活動は都市を中心に実践しているが、資金的な背景の不安定さにより、活動は広がりつつも限定された中で行わざるをえない実態である。要保護児童対策地域協議会参加は会議参加をしておき、それぞれの役割の問題提起をしている。継続的にかかわれる利点を活かしつつ、委託事業を広げることで民間独自の活動を維持し続けることが課題であろう。

1. はじめに

児童虐待防止の民間団体は、1990年から活動を開始してきた。地域のネットワークの重要性に気づいていた当時の実務家を中心に、その活動は1996年の虐待防止大会の前後からより活発化することになった。2000年の児童虐待防止法制定においては、第4条の民間団体として位置が定められることになった。以後、公的機関との機関連携を意識しつつ、地域の中で独自の活動を展開している。今回の研究のテーマである民間団体のネットワークの実態について、要保護児童対策地域協議会とのかかわりなども含め報告し課題を提示したい。

2. 調査目的

2004年法改正以後の民間団体活動の実態及び要保護児童対策地域協議会をはじめ、地域連携活動について実態を把握する。

3. 方法

全国児童虐待防止民間ネットワークに所属する児童虐待防止にたずさわる民間機関30箇所に対して郵送調査を依頼した。回収率は70%（21機関）であった。2回目ははがきにて調査の催促を依頼した。調査の対象機関へは平成19年9月に調査票を発送し、10月末に回答を得た。調査項目は、2003年に実施した調査項

目と今回調査項目と2004年以後の発足した要保護児童対策地域協議会儀についての質問を加えた。(活動開始時期、機関形態、会員数、活動職員種別、活動組織、活動財源と内訳、支出と内訳、設立の目的、2004年以降の活動内容の特徴、現在の活動名用、機関連携について、活動上の困難点、今後予定している活動、保護児童対策地域協議会の参加についてである)。

#### 4. 結果

(1) 対象となった民間団体の設立時期  
回答を得た機関名と、その設立時期である。

21機関の内訳は、NPO 法人11、社会福祉法1。任意団体が9である。民間団体は、1990年に7機関、2000年に13機関が立ち上がっている。

#### (2) 設立の目的

民間団体の設立の目的は、①虐待の啓発事業 ② 研修事業 ③ 具体的な防止活動を挙げているところが多く、また、専門職のためのネットワークとして発足していた機関もある。団体別では、NPO 法人11、社会福祉法人1、人団体9である。

表1 設立年月日

北海道子ども虐待防止協会	1994年7月4日
キャブネットみやぎ	1999年10月19日
山形児童虐待防止ネットワーク	1998年4月1日
いばらぎ子どもの虐待防止ネットワーク あい	2000年10月15日
虐待から子どもを守る支援ネットワーク千葉	2005年6月25日
子どもの虐待防止ネット・にいがた	2002年4月1日
埼玉子どもを虐待から守る会	1996年5月21日
子どもの虐待防止センター(世田谷区)	1991年5月18日
子どもの虐待防止市民ネットワーク多摩	2001年4月29日
子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク	2001年5月1日
子ども虐待防止センター・しずおか	2000年9月1日
ながの子ども虐待から守る会	1997年6月10日
子どもの虐待防止ネットワーク・あいち	2000年4月1日
子どもの虐待防止ネットワークしが	2002年5月1日
M C サポートセンター みっくみえ	2000年8月1日
児童虐待防止協会(大阪)	1990年3月1日
和歌山県子どもの虐待防止協会	2004年2月19日
子どもの虐待防止ネットワーク鳥取	2002年1月15日
子どもの虐待防止ネットワークかがわ	1999年9月9日
子ども虐待ホットライン広島	2001年6月16日
山口県子ども虐待防止ネットワーク	2000年6月25日

表2 虐待防止団体発足の目的3点

A	児童虐待防止の活動を行う	子どもの権利を守る	他団体との連携
B	地域における子ども虐待防止活動	虐待防止のための啓発	調査研究
C	児童虐待防止の啓発	会員の研修	
D			
E	専門職の研修目的	専門職の相互交流	
F	虐待防止の視点でできることをする	広報啓発活動	専門職だけでなく一般へ理解を広める
G	子どもに対する虐待防止に関する	福祉の向上に寄与する	
H	子どもへの虐待防止		
I	虐待防止のための啓発運動	会員のための研修会	行政との連携
J	電話相談事業	研究・研修事業	啓発事業
K	子どもへの虐待防止		
L	虐待防止のための研修及び啓発	関係機関との連携	育児不安に悩む親への負担軽減
M			
N			
O	母子の健全育成のサポート	社会貢献	
P	虐待早期発見予防	機関連携	虐待防止の啓発活動
Q	子どもに対する虐待防止	子どもの心身の健康に寄与	保健・医療または福祉の増進を図る
R			
S	子どもに対する虐待防止	子どもと家族の福祉向上	社会全体の利益の増進に寄与する
T			
U	子ども虐待に関する知識の普及・調査・研究	子どもの健やかな育成	親等の適切な支援のためのネットワーク構築

3. 2004年法律改正後にあらたに立ち上がった事業の特徴について

1) それぞれの民間団体についての実情は、以下の通りである。あらたに立ち上がった特徴は、

1. 当事者サービスを具体的に実施もしくは、試行した点である（生活支援事業、母子

シェルター実施、虐待された子の治療) 2. 法改正後は地域ネットワークづくりが意識される 3. 自治体と連携した研修会や委託事業の開始 4. 親プログラム などである。

表3 2004年法改正以後の新規事業の主たる3点

A	2005年学会開催後、組織の運営・維持困難	「やれる範囲でやる」	電話相談部門の活動制限
B	リスクを抑えた養育者への生活支援事業(2005年)	県北地域でのネットワーク作り	
C			
D			
E	専門職の参加拡大	研究会の充実	
F	助成会で虐待を4つの方向から講演会開催(2005年)	2006年は昨年に継続させた活動	ステップアップしたフォーラム開催と市から委託事業・電話相談参加
G	県との共催事業を実施	県や市へ要望書等を提出	市要保護児童対策地域協議会への参加・電話相談委託
H	虐待された子どもへの治療	研修と開業医へのアドバイス事業	
I	一般への通告の義務と啓発	行政との連携	市要保護児童対策地域協議会への参加
J	外国人講師を招いての特別セミナー	子ども虐待防止シンポジウム開催	電話相談マラソンへの参加・事務局の移転
K			
L	虐待防止のための親支援について県へ政策提言	「子育て中のあなたへひとりで悩まないで」	県の親支援プログラム作成委員会への参加・学生のためのワークショップ
M	母子シェルターの開設	支援員の養成	委託事業の拡大
N	市民啓発のための講演会・講師派遣	ボランティア養成と派遣	子ども家庭支援員の派遣を実験的に開始・援助職交流事業・ニュースレター発行
O			
P	市町村との連携・サポートの強化	日本子ども虐待防止民間ネットと連携	子ども専用フリーダイヤル「キッズライン」開設
Q	公開講演会の開催	会員セミナーの開催	ホームページ開設・ニュースレター発行
R	子どもの虐待防止に関する電話相談	虐待児の救出・援助、家族へのサポート	子どもの虐待防止に関する調査研究及び政策提言。地方公共団体からの受託・虐待防止に関する啓発
S	相談日の拡大	養成講座の拡大	ネットワーク会議への参加・「子育て・虐待防止ホットライン」参加
T	日本子どもの虐待防止研究会からパネル展示に参加	講演にスタッフ派遣	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク大会参加。相談日拡大
U			

2) 実際に行っている活動内容 (表4図1)  
 民間団体の活動内容でもっとも割合の高いのは、他機関連携で85.7%である。ついで研修会・セミナー開催、シンポジウム開催、他機関懇談会、研修会講師派遣が81.0%、会報発行、虐待防止電話相談が76.2%、ケース検討会、会員名簿作成71.4%である。活動内容をみると、①会員組織であれば、活動を維持、発展させるための機関維持のための活動、②児童虐待防止のための啓発活動 ③虐待防止のための教育活動

④虐待防止のための電話相談活動 ⑤虐待発生後の直接サービス ⑥その他に分かれる。多いのが、①であり、会報やホームページ、名簿作成などが実施されている、セミナーや研修会活動も8割の活動である。④の電話相談は民間ネットワークにおいても電話マラソン企画などで強化されている。親ケアや、子どもへのケアの部分の実施率は低い。将来の希望では自助グループの運営があがっている。

表4 現在実施している活動と今後の目標について

希望する今後の活動	現在	N=21	希望	N=21	目標値	N=21
運営委員会	14	66.7%	1	5.0%	15	71.4%
会員名簿作成	15	71.4%	1	5.0%	16	76.2%
会報発行	16	76.2%		0.0%	16	76.2%
会員へのニュース発行	12	57.1%		0.0%	12	57.1%
研究会	6	28.6%	1	5.0%	7	33.3%
研修会・セミナー開催	17	81.0%		0.0%	17	81.0%
シンポジウム開催	17	81.0%		0.0%	17	81.0%
自治体職員研修	7	33.3%	1	5.0%	8	38.1%
ホームページ	17	81.0%	2	10.0%	19	90.5%
コンピュータネット	3	14.3%		0.0%	3	14.3%
出版	7	33.3%		0.0%	7	33.3%
虐待防止マニュアル	3	14.3%		0.0%	3	14.3%
地域資源リストづくり	5	23.8%		0.0%	5	23.8%
他機関連携	18	85.7%	1	5.0%	19	90.5%
他民間立ち上げ支援	3	14.3%		0.0%	3	14.3%
研修会への講師派遣	17	81.0%		0.0%	17	81.0%
関連機関懇談会	17	81.0%		0.0%	17	81.0%
虐待防止電話相談	16	76.2%		0.0%	16	76.2%
危機介入	5	23.8%	1	5.0%	6	28.6%
ケース検討会	15	71.4%	1	5.0%	16	76.2%
ケース紹介	7	33.3%		0.0%	7	33.3%
面接相談	6	28.6%		0.0%	6	28.6%
親への治療・教育	4	19.0%	2	10.0%	6	28.6%
子への治療活動	1	4.8%	2	10.0%	3	14.3%
被害にあった子の電話相談	4	19.0%	1	5.0%	5	23.8%
自助グループの運営	4	19.0%	4	20.0%	8	38.1%
capプログラム提供	1	4.8%	1	5.0%	2	9.5%
手紙相談	0	0.0%	2	10.0%	2	9.5%
親子再統合プログラム	1	4.8%	1	5.0%	2	9.5%
30その他	2	9.5%	1	5.0%	3	14.3%



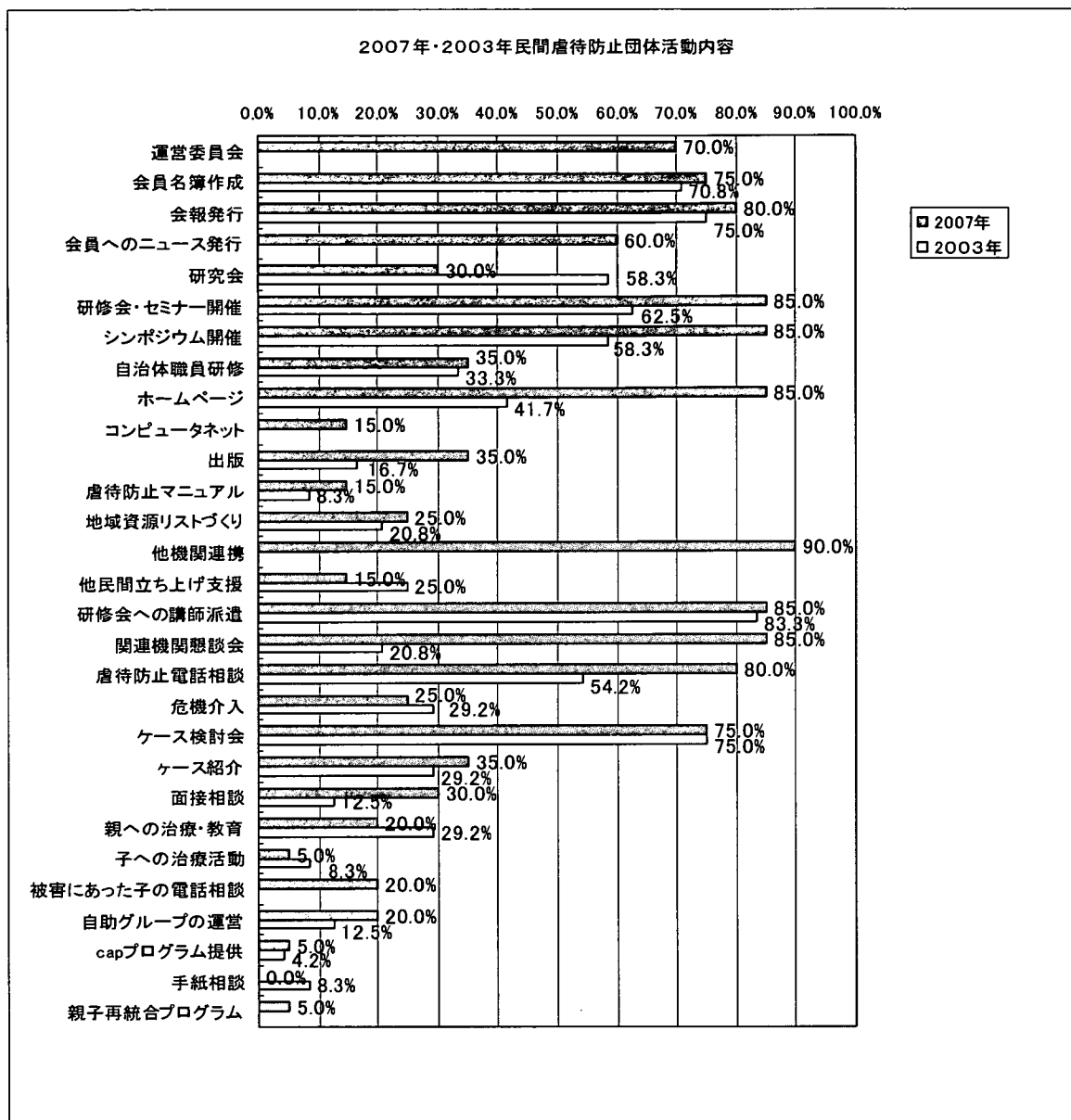


図1 虐待防止民間団体活動実態

民間団体の活動内容を、2003年に比べると法改正以後、他機関連携がおお幅に発展してきている。親への治療教育については、9.2%減少している。ホームページの充実と、講師派遣が41.7%から85.0%に伸びた。研究会が58.3%から30%に減少したが研修会が62.5%から85%へ増加した。2004年の改正後には、被害にあった子の電話相談、自助グループの運営、親

子再統合プログラムが数は多くないが創設された。またケース検討会議や、電話相談などについても増加している。

面接相談も増えている。直接支援領域で民間団体がどこまでできるのかについては、すでに地域の公的機関との連携で精神科医をも含めた勉強会なども実施されている。

また、新規事業で母子のシェルターを実施するなど、直接支援を試みている。

#### 4、 関係機関連携について

##### 1) 関係機関連携の実際 (図2)

関係機関連携の実際でもっとも活動割合が高かったのは研修会・セミナーの共催で81.0%であった。ついで虐待防止協議会への参加71.4%、要保護児童対策地域協議会参加66.7%と、地域ネットワークへの

直接的なかかわりがあった。虐待の通告やケース紹介など、直接必要なサービスも61.9%あった。2003年調査に比べると、要保護児童対策地域協議会への参加が、一番の特徴であるが、ついで、研修会、セミナーの共催が62.5%から増加している。人的交流も増加している。

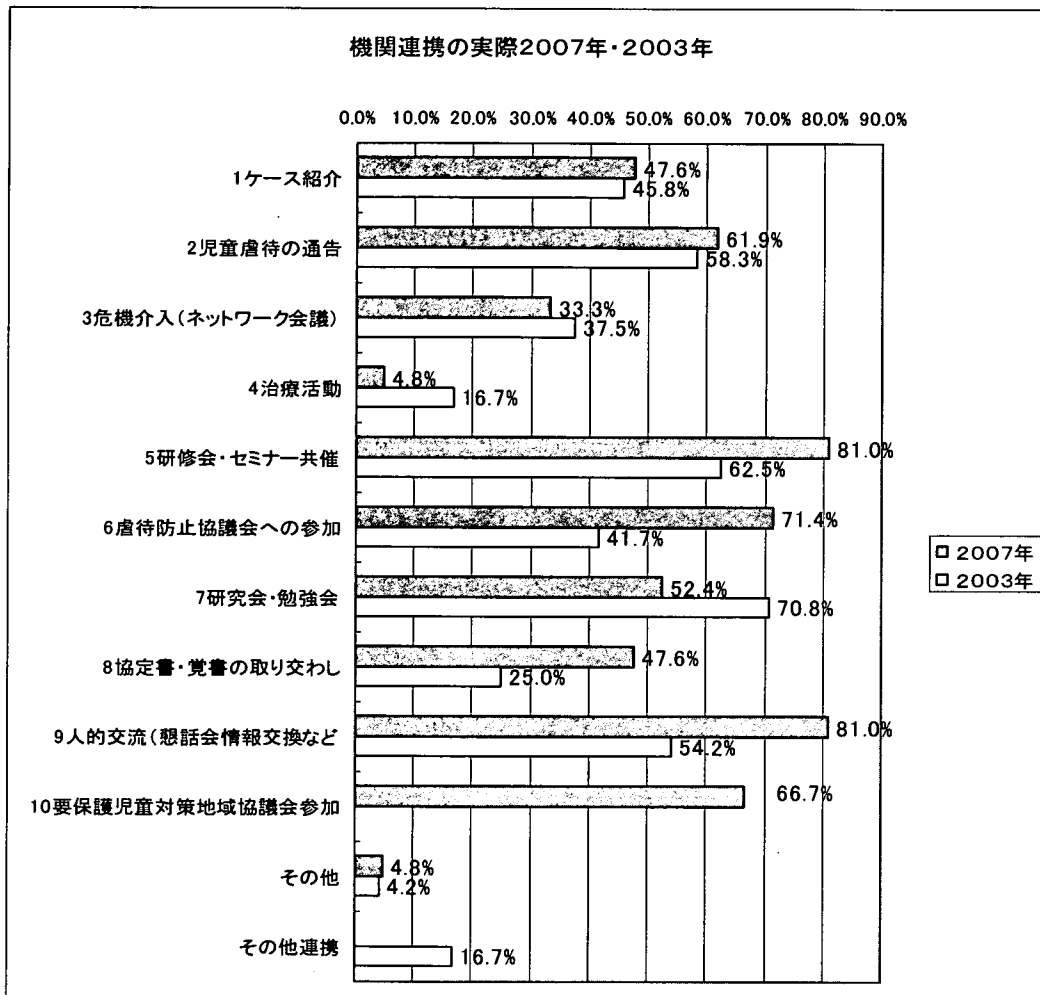


図2 機関連携の実際

表5 機関連携の実際

	N=21	2007年
1ケース紹介	10	47.6%
2児童虐待の通告	13	61.9%
3危機介入(ネットワーク会議)	7	33.3%
4治療活動	1	4.8%
5研修会・セミナー共催	17	81.0%
6虐待防止協議会への参加	15	71.4%
7研究会・勉強会	11	52.4%
8協定書・覚書の取り交わし	10	47.6%
9人的交流(懇話会情報交換など)	17	81.0%
10要保護児童対策地域協議会参加	14	66.7%
その他	1	4.8%

2) 要保護児童対策地域協議会について

2004年に法定化された要保護児童対策地域協議会において民間団体は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議のいずれかに参加をするようになった。代表者会議は、年1から2回の会合である。地域内での関係機関が一同に会するチャンスであり、民間団体として意見を述べることや、民間団体の働きを理解してもらう機会でもある。実務者会議は実際にケース全体をみなおしする場でもあるため、実務者会議に出席している場合には、スーパーバイザーとして参加している。児童虐待防止の民間団体の特徴は、専

門職が職域を越えて、ともに連携して制度にない新しい試みを開拓していくことや交流を深めるために組織された経緯から、専門領域のメンバー(医療、保健、福祉の専門家など)も多く会員にいたるため、スーパーバイザーとして依頼される。個別ケース検討会議になると、これは民間団体として直接サービスに携わっている場合には参加をすることが考えられる。

代表者会議へは、66.7%、実務者会議では38.1%、個別ケース検討会議には23.8%の出席である。

表6 要保護児童対策地域協議会の参加状況 (複数回答)

	N=21	
要保護児童対策地域協議会の参加	14	66.7%
代表者会議に参加	14	66.7%
実務者会議に参加	8	38.1%
個別ケース会議に参加	5	23.8%
その他	3	14.3%

表7 要保護児童対策地域協議会の利点

	N=21	複数回答
地域が団体の存在を認識してくれるようになった	11	78.6%
自治体が研修を依頼してくるようになった	9	64.3%
個別ケース会議や実務者会議のスーパーバイザーに要請	8	57.1%
連携がスムーズになった	5	35.7%
情報共有することができるようになった	8	57.1%

要保護児童対策地域協議会参加の利点については、要保護児童対策地域協議会3年目となり、もっとも多いのは、地域が団体の存在を認識してくれるようになったが78.6%、自治体が研修を依頼してくるようになったが64.3%、個別ケース検討会議や実

務者会議のスーパーバイザーの要請である。

要保護児童対策地域協議会へ自由回答では、「連携はしたいけれど、スタッフの人数が足りない」、代表者会議のあり方が形式的ではないかという課題もでている。

表8 要保護児童対策地域協議会への意見

他の自治体とも連携していけるようになりたい・人材不足がネック
代表者会議が形式的になっている
秘守義務に神経質になって必要な情報が入りにくい
協議会で発言するのは調整機関の職員・児童相談所職員とNPOからの参加者だけということが多い
実務担当者会議への参加要請がないので、実体がみえてこない。連絡会になっていると思われる。
札幌児相の担当課がH20年に向けて意欲的である。
NPO法人化等により、公的に認められる団体となる必要がある

## 5. 民間団体からみた虐待防止ネットワークと活動のありかた

今回の調査からえられた知見と課題についてのべたい。

### 1) 民間団体と虐待防止ネットワークの関係について

虐待防止ネットワークは、領域を超えた情報の共有化と、専門的知識の研修の必要性、機関連携の重要性を公的機関に先んじて地域で発展させてきた。この功績は大きいと思われる。虐待防止ネットワークはその後要保護児童対策地域協議会に制度化されたが、今後、民間団体としてどのような活動が展開していくのだろうか。要保護児童対策地域協議会への参加は、代表者会議、実務者会議のスーパーバイザーとしての参加で、虐待防止団体の認知は高まりつつある。ただし、民間団体が派遣できる人材には限界があるため、そのやりくりが課題となっている。要保護児童

対策地域協議会への参加で、代表者会議が年一回でしかなく、形式化しがちであるという意見もある。折角の代表者会議に参加できるのであれば、要保護児童対策地域協議会の代表者会議のあり方についても提言し、民間団体として何を分担していけるかについて議論していくことも将来可能であろう。

公的機関との研修の共催も、法改正後増加した。民間団体のよさは、研修行事についても柔軟な対応がとれることである。年間スケジュールは入っていなかった海外からの研修講師が来日時には勉強会を臨時で開催することや講演会を開くことができる。継続的に同じメンバーが携わり、つみ重ねがあるために、各領域を超えた人的ネットワークを活かせるのは、民間ならではのよさといえる。

今後の新規事業として自助グループの運営など被害者への支援が想定されている。しかしながら、常勤スタッフが21団体で5名であり、また収入源が不安定であることから、

収入安定とスタッフ確保が見込めない限りは民間活動もある一定の限度を伴う点が課題となる。委託事業をさらに増加させることで、財政安定を図ることができる必要があると考える。

2) 教育との連携をどのように働きかけていくのかという点

新規事業で被害にあった子どもの電話相談が始まり、継続的な活動が必要になりつつある。子どもの声をどのように聞きそのニーズを虐待防止に活かすが課題となる。これはとりもなおさず、教育との連携強化をしていく必要がある。要保護児童対策地域協議会ができたおかげで、学校側だけで抱えていた問題は教育からみる視点だけではなく、子どもの生活問題、子どもの権利にかかわることなのだという自覚が高まりつつある。そのため、民間団体として従来以上に、教育との連携は強化していく必要がある。これについては教育に研修提供をし、機関連携を教育領域に浸透させていくために、他職種間合同研修を実施していくことが重要である。

3) 子どもからの声をどのように反映させていくかという点

民間団体は、子どもと大人を対象として「虐待ホットライン」サービスを実施しているところも多い。とりわけ、傷ついた子どものためのホットラインは、子どもがその番号を知らないとかけられないという点を解決する必要がある。小学生や中学生で相談できる年齢を想定して、相談員を対象にした青少年理解のためのさまざまな研修が実施されているが、それと並行して広報や、係ってきたその後の対応について教育委員会をはじめとした関連団体との連携は今後さらに強まっていくのではないかと考える。

4) 親ケアや、子どもケアについて、民間な

らではの意見を発信していく

民間団体が一部実施している親ケア、親教育へのファシリテーター養成もさらに発展させていく課題であろう。これについては先進している民間団体同士が情報を共有し、地域に応じたニーズ把握を慎重に実施したうえで、考えていける事項になろう。

5) 直接サービスを始めている民間団体からの学び

今回調査において母子シェルターの試みや、家庭訪問事業が挙げられていた。虐待防止ネットワークの特徴として専任が少なく、しかも常勤ではないという特徴のなかで、やりたくても、なかなか手が回らないのが現状でもある。民間団体としてどこまで何ができるのかを考えながら、新規事業を実施した民間団体から学ぶことは今後も重要であろう。

6) 地域内の民間団体ネットワークの交流を図ることの課題

虐待防止ネットワークは、啓発教育、予防まで広く扱うが限界もある。そのためには、他の機関との情報の共有化なども今後、地域連携は必須になっていく課題であろう。

#### 【参考文献】

虐待防止ネットワーク調査研究会「児童虐待防止のネットワーク活動—全国先進地域実態調査と事例報告書—1999. 3

吉田恒雄、加藤曜子「児童虐待防止団体の活動実態と法制度上の課題—児童虐待防止法制度の改正にむけて—」研究助成論文第38号、安田生命社会事業団、2003

加藤曜子「児童虐待防止法の成り立ちと課題—民間団体との連携のあり方を考える—」流通科学大学論集第14巻2号、2001

## 資料1

## 活動基盤状況

表9 収入

	会費	寄付金	助成金	補助金	委託事業費	事業収入	その他財源
A	60.0%	30.0%	8.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%
B	70.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
C	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D							
E	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
F	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
G	13.0%	1.0%	41.0%	0.0%	27.0%	3.0%	15.0%
H	10.3%	43.8%	20.2%	0.0%	10.8%	14.7%	0.2%
I	80.0%	5.0%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
J	17.0%	27.0%	9.0%	0.0%	24.0%	15.0%	8.0%
K	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
L	13.0%	11.0%	17.0%	0.0%	0.0%	42.0%	17.0%
M	24.0%	40.0%	19.0%	0.7%	13.0%	4.0%	0.0%
N	40.0%	1.0%	20.0%	0.0%	0.0%	39.0%	0.0%
O	6.5%	0.6%	12.0%	13.0%	0.0%	68.0%	0.0%
P	9.0%	19.0%	6.0%	4.0%	53.0%	7.0%	2.0%
Q	90.0%	9.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
R	34.0%	3.0%	0.0%	0.0%	62.0%	0.0%	1.0%
S	12.0%	16.0%	55.0%	0.0%	0.0%	17.0%	0.0%
T	59.0%	41.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
U	90.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%

収入源では、会費で100%賅っているところもある。また寄付金が40%を占めているところもある。助成金が41%が1箇所ある。補助金は1箇所である。事業委託費が5箇所で62%が委託費である。事業収入が68%であるなど、地域の事情により、差がでている。

10表 支出の欄

人件費	家賃	通信費	印刷費	旅費交通費	消耗品	業務委託費	その他
16.0%	24.0%	1.4%	4.2%	0.0%	2.1%	0.0%	0%
0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70%
0.0%	0.0%	10.0%	20.0%	30.0%	10.0%	0.0%	20.0%
未記入不明							
0.0%				0.0%		0.0%	0%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0.0%	21.0%	3.0%	14.0%	11.0%	5.0%	26.0%	20.0%
28.4%	2.0%	2.7%	2.6%	0.6%	0.8%	53.9%	0.0%
0.0%	0.0%	30.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	50.0%
19.0%	16.0%	5.0%	0.0%	0.0%	1.0%	49.0%	10.0%
0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%
5.6%	0.0%	8.3%	10.3%	0.0%	3.0%	3.6%	69.2%
18.0%	18.0%	3.0%	5.0%	5.0%	7.0%	0.0%	44%
0.0%	0.0%	15.0%	1.0%	0.0%	8.0%	0.0%	76%
64.0%	0.3%	0.2%	1.5%	0.0%	5.0%	0.0%	28%
43.0%	12.0%	5.0%	7.0%	9.0%	2.0%	0.0%	22%
13.0%	0.0%	18.0%	16.0%	13.0%	3.0%	5.0%	32%
0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	9.0%	4.0%	54.0%	25%
0.0%	2.0%	8.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	89%
0.0%	36.0%	10.0%	2.6%	34.0%	0.4%	0.0%	17%
20.0%	0.0%	40.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	20%

支出の多くは、人件費と、家賃、通信費がウエイトを占める。団体により収入との関係で支出内容割合は異なってくる。

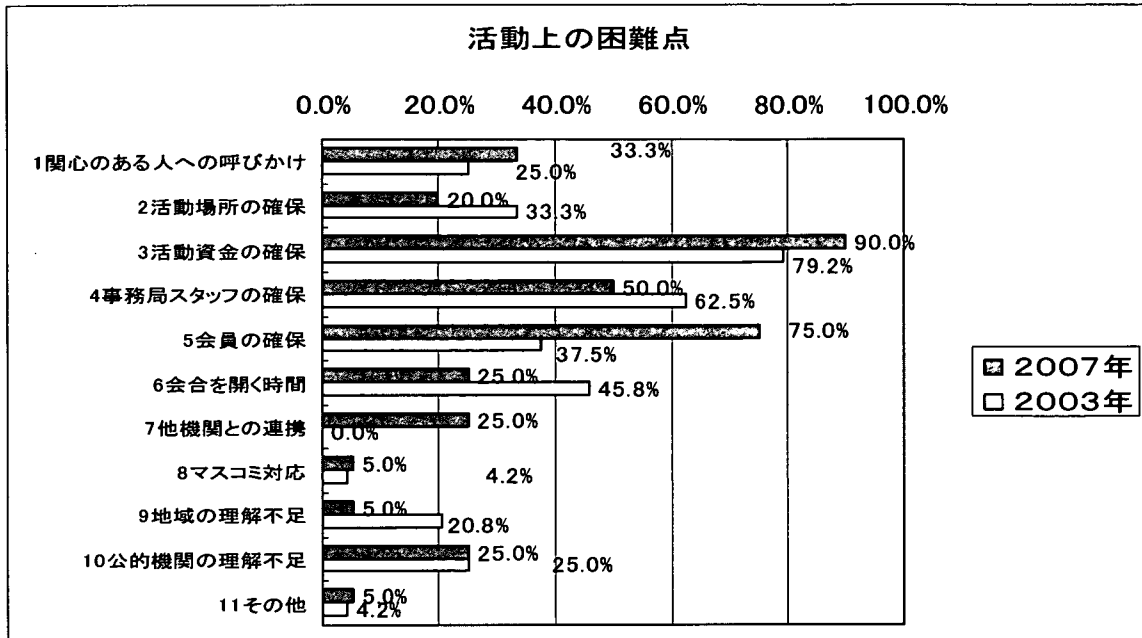


図 活動上の困難点

表 1 1 会員数と職員別

	一般	賛助会員	団体会員	会員合計	専従職員	非常勤	ボランティア	その他	合計
a	300	10	0	310	0	0	4	30	34
b	7	0	0	7	0	0	0	3	3
c	208	20	6	234	0	0	60	0	60
d	0	0	0	0	1	0	10	0	11
e	0	0	0	0	0	2	0	0	2
f	27	5	0	32	0	0	20	0	20
g	155	0	0	155	0	0	3	0	3
h	0	766	0	766	2	6	0	0	8
i	10	60	0	70	0	0	10		10
j	127	31	7	165	0	1	9	3	13
k	41	10	3	54	0	0	20	0	20
l	123	14	0	137	1	0	3	0	4
m	269	402	9	680	0	8	100	21	129
n	170	12	2	184	0	0	10	0	10
o	25	1	0	26	0	5	1	0	6
p	146	335	41	522	1	30	30	0	61
q	228	2	0	230	0	1	0	0	1
r	0	0	0	0	0	0	10	0	10
s	70	15	2	87	0	0	20	0	20
t	72	64	10	146	0	0	34	0	34
u	80	0	0	80	0	0	0	13	13
	2058	1747	80	3885	5	53	344	70	472

調査回答をえた19機関においては、無回答を除くと、3885名の会員を要する。500名を超える会員のある団体は3団体である。スタッフは選任が5名である。

表12 組織

	会則の有無	理事会	評議員会	運営委員会	他
A	1	0	0	1	
B	1	0	0	0	
C	1	0	1	1	
D	1	1	1	1	
E	0	0	0	0	
F	1	1	0	1	
G	1	1	0	1	
H	1	1	1	1	注I
I	1	0	0	1	
J	1	1	0	0	総会
K	1	0	0	1	
L	1	0	0	1	
M	1	0	0	1	
N	1	1	0	1	
O	1	1	0	1	
P	1	1	0	1	
Q	1	0	0	1	
R	1	1	0	1	
S	1	1	0	1	
T	1	0	0	0	事務局
U	1	0	0	1	
	20	10	3	17	

注1 電話相談部会・ケア援助部会・教育広報部会

会則は、21機関中、20機関がある。理事会は10機関、運営委員会は17機関実施している。



資料2 アンケート調査

2007年9月3日

所属団体長殿

貴会におかれましては益々ご盛会のこととお慶び申し上げます。

さて、児童虐待防止法が施行されてから約6年8ヶ月を経過し、公民の児童虐待防止活動もさまざまな取り組みが行われるようになりました。児童虐待防止民間団体は、児童虐待防止法で連携機関として位置づけられ、各地でその特性を活かした活動がなされております。いまや民間団体の活動なくして、児童虐待防止活動を語ることはできない状況になっています。私どもは、①児童虐待防止法改正2004年後、民間団体の活動にどのような変化が生じたか、②施行後、活動をするにあたりどのようなことが障害になっているか、③要保護児童対策地域協議会との関係など実態把握をするために、厚生労働省科学研究（主任研究者奥山真紀子）の分担研究として実施することにいたしました。

ご多忙のところたいへん恐縮ですが、同封の回答用紙にご回答頂き、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会のこれからの益々のご発展をお祈り申し上げます。

平成19年9月3日

厚生科学研究補助事業「虐待防止民間ネットワークの実態調査」

分担研究 加藤麗子（流通科学大学）

研究協力者 吉田恒雄（駿河台大学）

2007年度 児童虐待防止民間団体活動アンケート用紙

ご記入にあたってのお願い

1. 回答は、それぞれの質問に応じて、自由に記述または該当する番号に○をお付け下さい。
2. 自由記述欄は、できるだけ具体的に記入下さい。
3. 回答は2007年10月1日までにご返送下さい。ご返送に際しては、貴会のパンフレット等の資料がございましたら、同封して下さいますようお願い致します。
4. 本調査に関するご質問は、下記宛にお問い合わせ致します。

加藤耀子

651-2188 神戸市学園西町3-1

流通科学大学

メールアドレス yoko\_kato@red.umds.ac.jp

設問

1. 貴会の名称( )

2. 住所

〒

3. 電話番号およびFAX番号

4. E-MAIL アドレス

5. 機関の設置形態

①任意団体 ②NPO法人 ③社会福祉法人 ④財団法人 ⑤その他

6. 会員数(会員の種類に応じて記入下さい)

例 ①一般 ②賛助会員 ③団体会員 などに分けて記入ください。

7. 貴会の活動を支えるスタッフの数

①専従職員 人 ②非常勤職員 人

③ボランティア 人 ④その他 人

8. 活動組織

(1) 会則の有無 ①ある ②ない

(2) 理事会 ①ある ②ない

(3) 評議員会 ①ある ②ない

(4) 運営委員会 ①ある ②ない

(5) その他の組織があればご自由にお書き下さい。



( )

18. 貴会が今後予定されている活動について、14で回答された以外のものを選んで下さい。(複数回答可) \*\*14とは重ならないものをお願いします。

①研究会 ②ケース検討会 ③運営委員会 ④虐待防止を中心とした電話相談 ⑤危機介入活動 ⑥ケースの紹介 ⑦面接相談 ⑧親への治療・教育活動 ⑨子どもへの治療活動 ⑩出版活動 ⑪手紙による相談 ⑫ホームページの開設 ⑬コンピュータネットワークによる連携 ⑭シンポジウムの開催 ⑮研修会・セミナーの開催 ⑯会員名簿の作成 ⑰地域資源のリスト作り ⑱他機関との連携 ⑲会報の発行 ⑳児童虐待防止マニュアルの作成 ㉑自治体職員の研修 ㉒自助グループの運営 ㉓関連機関懇談会の開催 ㉔研修会への講師派遣 ㉕CAP(子どもへの暴力防止)プログラムの提供 ㉖他の民間団体の立ち上げ支援 ㉗会員へのニュースの発行 ㉘被害にあった子どもを対象にした電話相談 ㉙親子再統合プログラム ㉚その他( )

19. 要保護児童対策地域協議会への参加についてお伺いします。

19-1 要保護児童対策地域協議会への団体として参加されていますか？

①あり ②なし

19-2 「①参加あり」とお答えになった団体に伺います。

どのような形で参加されていますか

①代表者会議に参加 ②実務者会議に参加 ③個別ケース検討会議に参加 ④その他

19-3 「①参加あり」とお答えになった団体に伺います。

個別ケース検討会議の参加にされていますか？

①助言者として参加 ②実際の担当者として参加 ③その他

19-4 要保護児童対策地域協議会参加によってプラスになった点は何ですか？

①地域か団体の存在を認知してくれるようになった  
②自治体が研修を依頼してくるようになった  
③個別ケース検討会議や、実務者会議でのスーパーバイザーとして要請された  
④スムーズに連携することができるようになった。  
⑤情報を共有することができるようになった。  
⑥その他( )

19-5 19-1で要保護児童対策地域協議会に「②参加されていない」とお答えになった団体に伺います。参加されていない理由は何ですか？

①参加要請がない  
②協議会が設置されていない  
③団体内部の合意がなされていない  
④参加できる人がいない  
⑤その他( )

20 要保護児童対策地域協議会参加の課題があれば、ご自由に記入ください。

21 虐待ホットライン等、電話相談をなさっている団体についてお伺いいたします。

相談分類として、虐待者相談、被害者相談、目撃相談、虐待予防相談と分類いたしますと、